

ひきこもりの若者への相談支援・就労支援の 連続性と地域における包括的支援の必要性に 関する基礎的考察

唐, 潤中

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

94

(開始ページ / Start Page)

115

(終了ページ / End Page)

132

(発行年 / Year)

2025-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00031208>

ひきこもりの若者への相談支援・就労支援の連続性と地域における包括的支援の必要性に関する基礎的考察

人間社会研究科 人間福祉専攻
博士後期課程 3 年 唐 潤中

要約

内閣府の調査によると、ひきこもり状態にある人々は、今日 146 万人以上の規模で存在していると推計され、大きな社会問題となっている。年代層別に見ると、15 歳から 39 歳の若者層では、2016 年の 1.57% から 2.05% に増えており、65 歳までの年代層で最も高い比率となっている（内閣府 2023）。そして、現在のひきこもり問題の特徴として、年代の範囲の拡大化、発生の高比率、問題の長期性があげられる。

本稿は、このような特徴を持つひきこもり問題が社会問題化する中で、ひきこもり状態に早期に対応すべき対象として若者に焦点を当て、ひきこもりに至る要因を分析し、適切な支援活動があれば社会復帰状態に戻る可能性があることを示す。

最初にひきこもりに関する社会的認識の歴史的変遷と政府によるひきこもり対策の変遷について検討する。そして、ひきこもりの若者における相談支援と就労支援に関する先行研究の内容に基づいて、ひきこもり問題についての社会的認識の変遷、そして若者におけるひきこもり状態の原因とその特徴を分析している。

その上で、社会的に孤立しているひきこもり状態にある若者に対し、早期の社会生活復帰の視点から包括的な支援を行う必要があるが、現状の支援機関では、相談支援と就労支援において非連続性が大きな課題となっており、今後の支援の方向性として、ひきこもりの若者への相談支援・就労支援の連続性と地域における包括的支援の必要性を提起している。

キーワード：ひきこもりの若者、相談支援・就労支援の連続性、地域における包括的支援

I 研究の背景

1. 社会的背景

若者のひきこもり問題に関する社会的認識の変遷を理解するには、その問題が置かれているマクロ的な社会背景を理解する必要がある。2020 年からの新型コロナウイルスのパンデミックの影響で、ひきこもり問題は深刻さを増しており、さらに以前に比べて、今日社会の不安定感と労働力不足が顕著な特徴となっている。また、政府においても社会的孤立問題を新たな政策として打ち出しつつある。

最初に、ひきこもり問題に関連する時代背景として、大きく新型コロナウイルスのパンデミックの影響、社会の不安定感の増大、深刻な労働力不足の顕在化という三つの大きな社会的要因を分析し、ひきこもり問題の社会化にどのような影響を与えているのかを検討することとする。

① 新型コロナのパンデミックの影響

2022 年の総務省統計局のコロナ禍における年齢別労働参加率についてのアンケート調査によると、若者が、コロナの感染再拡大に対する懸念や就職難により非労働力化したことが示されている。また、2022 年の日本政策投資銀行の調査研究レポートによると、日本に限らず、就労意欲低下は世界的な傾向となっている。コロナ禍からの感染懸念、移民制限、賃金上昇などの供給面の障害が改善しないと、労働市場の早期回復の見通しがさらに厳しくなる。コロナ禍後から複数の危機の影響で、雇用成長は大幅に減速する可能性が高いとされてい

る。故に、アフター・コロナ時代における社会の不安定や労働力不足を克服するためのより効果的な手段が求められていると言えよう。

② 社会の不安定感の増大

経済不況の長期化などを背景に、インフレやウクライナや中東での戦争の勃発など世界情勢の不安定な状況が続いている中、将来の社会に対する不安定感が高まっている。低い幸福度と高い危機感の影響で、社会の不安定感の日増しに激化していると言えよう。そして、生活の安定感が低下すると、社会参加の意欲も低下していく。この不安定感が持続すると、将来的に経済と健康にも影響を及ぼすことが考えられる。故に、若者をサポートするためには、下記のような社会的な環境が若者の不安定感に影響を与えていることを認識する必要があるだろう。

(1) 経済的なリスク

経済不況による住宅、教育、ヘルスケアにかかるコストの上昇などの影響で、若者の経済的な不安定感はい日増しに激化している。国際労働機関が作成した 2023 年の報告書によると、非正規雇用などの不安定な労働形態は、伝統的なキャリアに比べて手厚い保障や福利厚生が存在しない。このような安定性の欠如は、資金計画を困難にし、若者の将来への不安を増大させる。

(2) コミュニケーションの希薄化

近年スマホなど新しい通信技術の発展・普及によって、コミュニケーションの形態が大きく変化し利便性は増したものの、若者は直接的な人間関係の希薄さを強く感じている。人々のつながりの希薄化や様々な社会的リスクが連鎖・複合したことが社会的に孤立する人々が増え、ひきこもり問題にも影響していると考えられる。

(3) 他の不確実性による不安

新型コロナウイルスに限らず、ウクライナや中東における戦争、予測不可能な自然災害、地域的な格差なども、この不確実性による不安感を悪化させる。悲観的な社会環境と、すでに脆弱な個人生活とが相まって、この世代の若者たちの生活に長く深い影響を与える不安感を生み出している。

③ 若者の就労をめぐる環境

人口減少社会となった日本では、様々な分野で人手・人材の需要が増大し、労働力不足の問題が深刻化している。特に新しい通信技術の発展・普及によって、社会環境が変わり、雇用形態も変化した。現在、組織に偏在する中高年層への課題感が強く、若年労働者の不足感が強い傾向にある（厚生労働省 2022 年）。第二次ベビーブーム世代（団塊ジュニア）の大量退職、少子高齢化、グローバルな人材獲得競争などの社会構造の影響で、各領域の労働力供給の増大は、引き続き減速する可能性が高く、労働力不足は長期に及ぶ深刻な課題となっている。

特に若者の労働市場での状況は著しく悪く、他の年齢層に比べ高い比率の非正規雇用、不公平雇用、雇用差別などの雇用問題が生じている。2023 年の国際労働機関の統計データによると、全世界における若者（15～24 歳）の失業率は成人層（25 歳以上）の 3 倍にもなっている。23.5%以上の若者が就学や就労をせず訓練も受けていない「ニート」の状態である。

日本の場合、労働力人口（15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口）は、2023 年平均で 6,925 万人となった。正規の職員・従業員数は、2023 年平均で 3,615 万人と、前年に比べ 18 万人の増加となっている一方、非正規の職員・従業員数は、2,124 万人と 23 万人の増加となっている（2024 年 総務省）。労働力の問題は量的な問題だけでなく、構造的な問題も同様に深刻である。まず、非正規雇用の比率が高いという問題がある。新型コロナ感染拡大以降、若干の減少は見られるものの、不安定な非正規雇用は依然として増加傾向にある。また、非正規雇用の問題だけでなく、近年の若者の離職率の高さも懸念材料である。離職率の高

さの裏には、より複雑な職場環境がある。「仕事のストレス」、「給与の不満」、「厳しい労働時間・環境」などの職場環境に関する理由は、やがて離職という形で現れる。若者の離職問題に付随して、再雇用・転職に関する問題も出てくる。他の年齢層に比べて、適切に対処しなければ、ひきこもり状態に発展しやすい。そして実際に、若者の職場不適応はひきこもりになる重要な原因となっている。

特に少子高齢化の背景に加えて、若者が働いて支える側に回れないと、社会の労働力不足などの問題につながる。つまり、若者の就労問題を解決することは今後の重要な社会的課題である。このような労働力の減少という社会的環境は、翻って見ると、ひきこもり状態から社会参加・正規雇用への移行が困難になる要因を把握し、若者に対する効果的な就労支援が重要であることを示している。

2. ひきこもり問題の社会的認識の変遷と定義について

① ひきこもり問題の社会的認識の変遷

今日のひきこもりという社会的現象は、偶然や突発的なものではなく、社会的背景に根ざしかなり長い変化の歴史を有している。徐々に変化する社会現象として、そのさまざまな時期において、ひきこもりに対する社会的認識は変容してきている。

それらを大まかに分類すると、主に 2 つの段階からなる。すなわち、精神疾患の周辺症状、つまり精神的な病理として認識された早期（1960 年代から 2000 年前後まで）と、ひきこもりに関する社会的な認識が広がるとともに、公的な施策が徐々に展開されるに伴って、より社会的な問題として認識されてきた後期（2000 年以降）に分けられる。以下、その背景と内容について述べることにする。

(1) 1960 年代から 2000 年前後までの早期の社会的認識

ひきこもり問題は、1960 年代の精神領域の研究に始まり、1990 年代に社会問題として認知が始まった。「ひきこもり」という用語が、新聞記事に登場したのは 1980 年代末から 1990 年代初頭であり、この頃から社会問題の一つの語彙となったと言える。

1998 年に斎藤 環が著した『社会的ひきこもり—終わらない思春期』は、ひきこもり概念の形成に大きな影響を与えている。斎藤は、精神医学の領域において、従来から様々な精神疾患の症状として扱われてきた概念であるひきこもりと区別するために、「社会的ひきこもり」という概念を用いている。

ひきこもりについての初期の社会的認識は、当時の社会的な環境の基で、大きく変化している。表 1 は、ひきこもり問題への公的な施策が展開される以前の 1960 年代から 2000 年前後までのひきこもり問題に関する社会的認識についての変遷の概略を整理したものである。

表 1 早期のひきこもり問題に関する社会的認識についての変遷
(1960 年代から 2000 年前後まで)

年代	概要
1960 年代～1980 年代	不登校と共に初めて提起される。不登校児のほとんどは家の中にこもり続けるひきこもりの状態（当時は「閉じこもり」と呼ばれた）をともなった。
1980 年代～1990 年代	不登校問題の中で、「人間関係を拒絶することである」とし、物理的なひきこもりよりも、人間関係を避ける心理的な「ひきこもり」を重視している。
1990 年代～2000 年代	1999 年のイギリス社会に登場した「ニート」概念の影響で、「ひきこもり」を再定義する声が上がった。「ひきこもり」と「ニート」の概念は重なり合う内容があるが、両者の差異は存在している。「ひきこもり」は、総合的に孤立した社会関係に比べて、「ニート」は、労働の観点から就労できない状態を強調する（佐藤 2018 年）。
2000 年前後	複数の事件に関する報道によってより広い範囲で知られるようになる。若者の犯罪問題をきっかけに、若者のひきこもりは、この時期「犯罪リスク」や「若者の心の危機」、「若者問題」といった位置づけで語られることが増えていく（檜垣 2021 年）。

出典：「ひきこもり」概念の成立過程について—不登校との関係を中心に—（村澤和多里 2017）、ひきこもり支援の変遷と課題（佐藤隆也 2018 年）を参考に作成

時代の制約上、早期の認識には不正確な部分があるのは避けられない。特に、なぜひきこもり問題が起こるのかについて、対象自身の偶発性に偏る傾向が強い。逆に、若者の家族、学校、社会などの生活環境からの影響には十分な注意が払われていなかったと言えよう。つまり、この時期のひきこもり現象には、新たな社会的問題というよりも、特別な精神疾患の一つとして認識される傾向が強かった。

(2) 2000 年以降の公的な機関による定義

2000 年から非正規就労の増加、リーマンショック、若者の犯罪問題などの社会事件や社会環境の変化の影響で、ひきこもり問題への社会的注目が集まった。特に従来の精神疾患の症状と区分する「社会的ひきこもり」の概念は、2000 年以後からひきこもりの定義に大きな影響を与えている。社会的ひきこもりは、個人の精神病理だけでなく、時代・文化・家族状況を含めた社会的状況と密接に関連した「一群の問題」として分析する必要がある（鏡 2012）と指摘されている。そして社会問題としての認知が進み、長い時間を経て変遷を経てきたため、その理解や定義も異なり、段階に応じて変化してきている。故に、ひきこもりという言葉は、イメージとして社会に広く普及しているが、その意味するところは曖昧であり、ひきこもりの統一的定義はいまだ確立されていないと言えよう。

表 2 は、2000 年以降から公的な機関によるひきこもりの定義についての変遷である。

表 2 公的な機関によるひきこもりの概念についての変遷
(2000 年以降)

年代	概念
厚生労働省（2004）	・ 自宅を中心とした生活 ・ 就学・就労といった社会参加活動ができない・していないもの ・ 以上の状態が 6 ヶ月以上続いている ・ 統合失調症などの精神病圏の疾患、または中等度以上の知的障害をもつ者は除く ・ 就学・就労はしていなくても、家族以外の他者（友人など）と親密な人間関係が維持されている者は除く
東京都ひきこもりサポートネット（2009）	さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態にある、概ね 15 歳から 34 歳までの者。
厚生労働省ガイドライン（2010）	様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

出典：ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（厚生労働省 2010 年）を参考で作成

2000 年に入り、多くのひきこもりに関する社会問題を注目された中で、これまで軽視されてきた環境的な要素が徐々に重視されるようになってきた。しかし、ひきこもりの厳密な定義について完璧な回答はない。その原因としては、まず「ひきこもり」は新しい社会的概念として、単一の医学的概念に比べてあまりにも複雑な分野を包含するため、包括的であることを保証するのが難しいからである。次に、ひきこもりの表現形式では、外出頻度、人間関係などの可視化の部分以外、対象者の心理的な場面の变化を測定・定義することが難しいからである。故に、この問題はいまだに多かれ少なかれ、以前の固定観念のもとに認識される傾向がある。

(3) 本研究における定義

ひきこもりの定義について、厚生労働省は「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を「ひきこもり」と呼んでいる。ここでは、単に「ひきこもり」を「外出の頻度」によって定義しているが、単に外出の頻度では「ひきこもり」を包括的に定義することは難しいと考えられる。「ひきこもり」は単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じる状態像であるからである。

本稿で用いる若者における「ひきこもり」の定義とは、「若者が、就学、就労、家庭外でのコミュニケーションなどの社会参加から回避・撤退・拒否し、主に閉じこもりの生活空間・精神状態・人間関係に留まり続け

る現象」とし、これを用いることとする。

② ひきこもり問題の特徴

続いて、近年のひきこもりに関する問題の特徴について述べることにしたい。

先に述べた日本の時代背景から、若年労働力をめぐる様々な不安定な要因の影響で、近年の若者のひきこもり問題が深刻化している。他の国に比べて、日本のひきこもり問題は、特有の文化社会的な要因が関係していると考えられる。若者のひきこもり問題は、集団主義的傾向の強い日本の文化的環境に育った若者が社会的規範の変化を受け入れられないことによって生じた現象である（諏訪 2006 年）と指摘される。

1970 年代から核家族化や兄弟数の減少、都市化による地域社会の崩壊によって、家族以外の人間関係づくりの機会が失われ、若者の自我の確立や自己形成の課題が円滑に克服できない傾向がある。その結果として、あらゆる社会関係を忌避するに至った状態になると考える。そして現在のひきこもり問題は、下記のように年代の範囲の拡大化、発生の高比率、問題の長期性という三つの特徴が存在していると考えられる。

(1) 年代の範囲の拡大化

内閣府が 2022 年 11 月に行ったアンケート調査の報告書によって、コロナ禍での社会環境の変化を背景にひきこもり問題を持つ対象の年齢（15 歳から 64 歳までの年齢層の 2% 余りにあたる）や人数（推計 146 万人に上る）が大幅に拡大していることが示されている。

(2) 発生の高比率

2023 年に公表された調査結果を年齢層別に見ると、15 歳から 39 歳の子ども・若者層では、2016 年に公表された調査の 1.57% から 2.05% に増えている（内閣府 2023 年）。つまり、15～64 歳のうち約 50 人に 1 人がひきこもり状態に該当することになる。コロナの影響を契機として、より広い年代の範囲で認識されるようになっている。

(3) 問題の長期性

内閣府が公開した 2018 年度全国調査と 2015 年度全国調査のデータを比較すると、ひきこもり状態になった年数は、「7 年以上」の割合が約 35% から約 51% に上昇しており、ひきこもり状態の長期化も大幅に加速していることが示されている。

3. 若者のひきこもり支援に関連する施策の変遷

社会的に孤立し生活困窮に陥っているひきこもりの若者に対し、どのような内容と方法の支援が有効なのか、その課題について明らかにすることが求められている。コロナ禍の影響などから社会的孤立の問題が注目され、ひきこもり問題への関心が高まっており、今日の重要な社会的課題になりつつあると言える。

続いて、ひきこもり問題の社会的な問題としての認識の拡大に応じた 2004 年度のジョブ・カフェの設立から今日までの、特にひきこもりの若者への支援策の変遷について概観することとしたい。

(1) ジョブ・カフェの設立（2004 年度から）

「若年者のためのワンストップサービスセンター」（通称：ジョブ・カフェ）は、無料で若者が自分に合った仕事を見つけるための各種のサービスを 1 か所で全て受けられる場所である（厚生労働省 2004）。

2003 年に国が策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づいて、2004 年度より各都道府県に開設されている。ジョブ・カフェの支援内容は、就職セミナーや職場体験、カウンセリングや職業相談、職業紹介などのサービ

スを行うことである。2006年には46の都道府県に設置されている。その中で、ハローワークを併設しているジョブ・カフェは35か所がある（内閣府 2023年）。

(2) 地域若者サポートステーションの設立（2006年度から）

地域若者サポートステーション（通称：サポステ）は、一般的に働くことに悩みを抱える若年無業者をサポートし職業的自立を促すために、2006年から設置された相談窓口である（厚生労働省 2006）。厚生労働省によると、2024年現在、全国に177か所設置されている。

ハローワークやジョブ・カフェなどの就労支援機関をはじめ、教育機関、保健・福祉機関、行政機関、地域社会などの様々な機関とネットワークを結ぶことで、15歳以上39歳以下の若年無業者本人とその保護者の悩みに対応している（内閣府 2013）。

(3) ひきこもり支援施策とひきこもり地域支援センターの設立（2009年度から）

ひきこもり支援施策として、地域で中心的な役割を担っている機関は、都道府県等に設置されている「ひきこもり地域支援センター」である。同センターは、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、厚生労働省により、2009年度に創設された「ひきこもり対策推進事業」によって設置が進められ、2018年4月には、全ての都道府県等での設置に至っている（厚生労働省 2023）。

ひきこもり地域支援センターでは、図1に示されているように、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の資格を有するひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもりの状態にある方やその家族へ相談支援を行い、適切な支援に結びつける。また、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり支援に係る情報の幅広い提供等、地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担うとされている（厚生労働省 2022）。

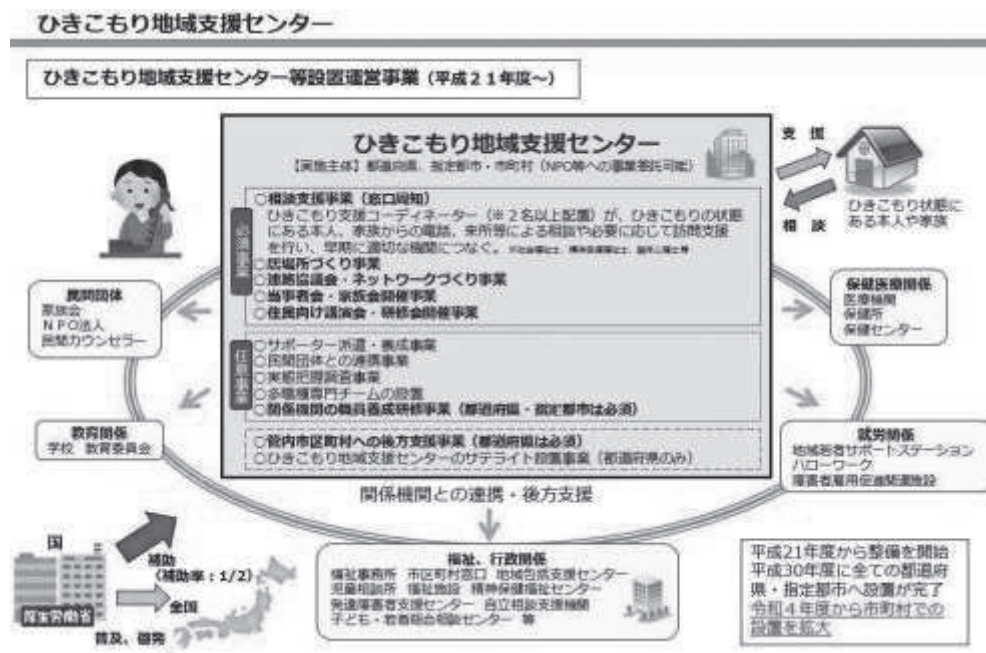


図1 ひきこもり地域支援センター

出典：厚生労働省社会・援護局 地域福祉課（2022年6月10日）

(4) 子ども・若者育成支援推進法の制定（2010 年度から）

若者の社会参加に関する施策は、2010 年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づいて、主に教育、主に教育や啓発、社会活動の促進、子ども・若者の意見の反映の三つにより構成されている。

国及び地方公共団体に限らず、関連分野における教育、福祉、保健・医療、雇用、総合相談等の専門分野の各関係機関による支援をうたっている（第 15 条）。そして、各関係機関で構成された「子ども・若者支援地域協議会」の設置を求めている、調整機関としての役割を担うこととされている。2023 年 1 月 1 日現在、自治体に設置された子ども・若者支援地域協議会は 141 ヶ所、子ども・若者総合相談センターは 116 ヶ所である（こども家庭庁 2023 年）。

(5) 生活困窮者自立支援制度の開始と支援（2015 年度から）

2015 年に「生活困窮者自立支援法」が施行された。この法律では、生活保護に至る前の段階で、生活困窮者に対して福祉事務所単位を基本とした総合的な支援を提供するための施策が示されている。

2018 年の改正法は、経済的な困窮に至る背景事情として「ひきこもり状態」が含まれることが明確化されたため、身近な市町村におけるひきこもり支援とひきこもり地域支援センターによる生活困窮者自立相談支援機関への強力なバックアップ体制のもとで支援が展開されることになった（宇都宮 2021）。

生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業（任意事業）において、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する事業や、ひきこもり状態にある方の早期発見、支援につなげるための拠点として居場所や相談窓口づくりを推進し、ひきこもり支援施策に関する情報を発信する事業を創設している。2024 年 2 月に生活困窮者自立支援法等の改正案を閣議決定し、国会で審議され、制度の改正がなされている。その改正の内容としては、支援関係機関の連携を強化することで、生活困窮者等の自立のさらなる促進を図ることを目的としている。特に多様な複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置を具体的な改善の方向として加えた（厚生労働省 2024 年）。

(6) コロナ禍の影響と孤独・孤立対策推進法の制定（2021 年度から）

2020 年からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によって社会環境が大きく変化している。社会経済活動の停滞、不安定な雇用、うつ病や不安を引き起こすリスクの高まり、自粛解除後にも外に出られなくなる「ひきこもり」のリスクの増加等が報告されている。

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナの長期化によって、孤独・孤立の問題がより一層顕在化している。2021 年 2 月に、内閣官房孤独・孤立対策担当室が設置された。2023 年第 211 回通常国会において、「孤独・孤立対策推進法」が制定された。そこでは、孤独・孤立対策の方向として、主に①社会全体での対応、②相談支援体制の整備、③見守り・交流の場や居場所づくりの確保、④官・民・NPO 等の連携、の四つにより構成されている。

(7) 地域におけるひきこもり支援施策の包括化（2022 年度から）

厚生労働省は、2022 年に図 2 の「ひきこもり支援施策の全体像」を公表している。そこでは、地方自治体が主導し、地域を基盤として多様な官民連携ネットワークを推進することが示されている。そして、ひきこもりの状況に応じて、多様な支援の選択肢でひきこもり状態の若者が社会参加や就労に至ることを構想している。

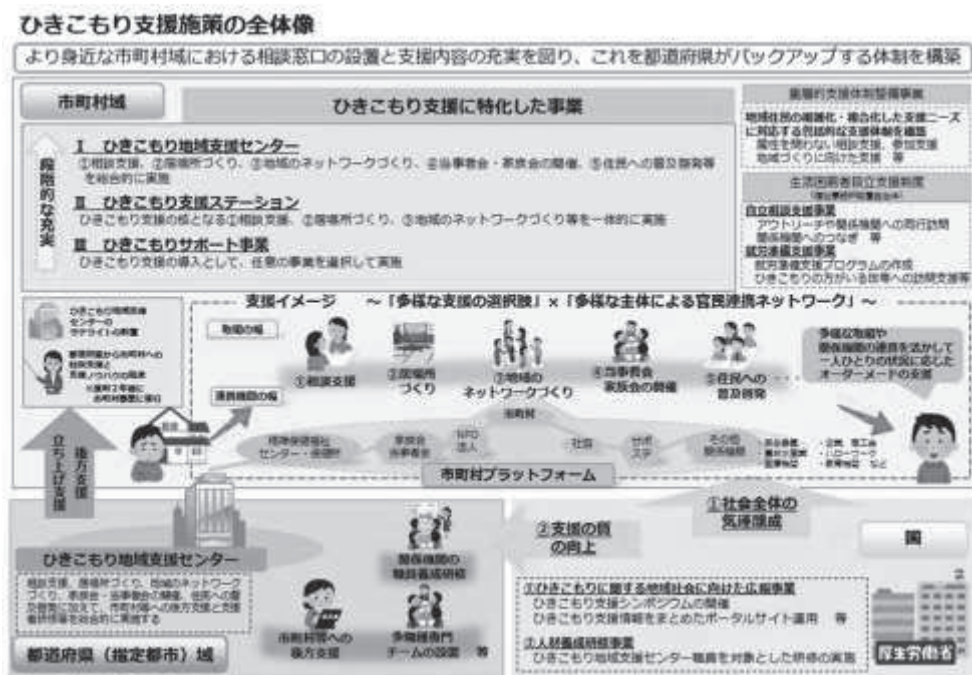


図2 ひきこもり支援施策の全体像

出典：厚生労働省社会・援護局 地域福祉課（2022年6月10日）

また、地方自治体におけるひきこもり支援施策に関連する重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを構想している（厚生労働省 2018）。各事業の内容については、それぞれの事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が出ると考えている。2021年度から開始され、2024年度の実施予定自治体の数は364となり、移行準備事業実施自治体は206となっている（厚生労働省 2023年）。

(8)小括

ひきこもり問題は、日本社会において1960年代に始まり、2000年以降に社会問題としての認識が進み、長い時間を経て変遷してきたおり、その理解や定義も段階に応じて変化してきた。そして、ひきこもり問題は、個別の精神病理的な問題としての認識から、近年広く社会問題として認識されるようになってきた。そして、その社会的な認識の広がりに対応するように、関連する制度・法律も更新されてきた。このように、社会的な問題としての認識が広くなされるようになってきたのが最近であり、これまで相談支援機関の設置も都市部や都道府県単位に留まっていたのが、生活困窮者自立支援制度と重層的支援体制整備事業によって、ようやく全国の各地方自治体において対策が講じられる段階に入ったと言える。ゆえに、ひきこもり問題に地域社会において効果的に対応する施策や支援方法は、いまだに確立されていない状況にあると言えよう。例えば、支援に関係する機関の種類や数は多くあるが、相互の連携が十分に確立されておらず、効果的な連携・協働が形成されているとは言いがたい。また、アウトリーチなどの支援手法はまだ十分に普及していないし、支援内容において、明確な支援計画とスキームが確立されていないため、支援の成果が低い状態になっていると言える。

そのような課題が多くある中で、本稿は、特にひきこもりに関する相談支援と就労支援が非連続的な状況にあり、早期にひきこもり状態から脱し就労による社会復帰に至る成果を十分に得られていないことに関して問題提起をするとともに、それらの連続性と地域における包括的支援の強う必要性について考察するものである。

II 研究の目的と方法

1. 用語の定義

本研究においては、①若者、②相談支援、③就労支援について以下のとおり定義する。

① 若者

「若者」の年齢の範囲は、厚生労働省の「ひきこもり」対策が 18～34 歳に限定されており（厚生労働省 2003）、本研究においても 18～34 歳とする。

若者に特徴的なのは、青年から大人への移行期における自立意識の向上、及び自立をめぐる問題であり、経済的自立と心理的自立を重視する傾向が見られる。

② 相談支援

本稿で用いる相談支援とは、ひきこもりの状況や抱えている悩みに関する相談に応じ、それらの状況の改善やサポートについて一緒に考え、必要な行動を行うことを「相談支援」とする。主に、助言・情報提供、社会資源の活用、関連機関との連絡などを行う。相談支援の重心は、対象者のニーズを理解するアセスメントと現状を把握するモニタリング、個別支援計画の作成とその実施である。

③ 就労支援

本稿で用いる就労支援とは、支援対象者の現状と意欲に応じて、支援事業におけるアセスメントやプランに基づき、他の関係機関との連携のもと、就労に向けた段階的な継続支援・移行支援を実施することを指す。

相談支援に比べて、就労支援の重心は、積極的に利用者の能力や適性、状況に応じて作成した個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施する。

2. 研究の目的

社会環境の変化と共に、ひきこもり問題はますます深刻な社会問題となっている。本研究は、ひきこもりの状態にある若者にとって相談支援と就労支援による社会へのリハビリ機能が重要であるとの認識に立ち、支援機関によるひきこもりの若者に対する支援の現状と課題を分析するとともに、その問題の分析に基づき、相談支援と就労支援のより連続的・包括的な支援システムと効果的な内容と方法を探究することを目的とする。

3. 研究の方法

本稿は、今後の実証的な研究の基礎となる仮説を生成するための探求型の研究である。最初に、若者のひきこもりにおける基本的な属性、発生の主要な原因、その対策としての施策の変遷について、先行研究、関連の調査報告などから分析を行った。

その際、基本的な属性について、過去に広く認識されてきたひきこもり問題の属性に限定するのではなく、近年加速しているひきこもり問題の社会化の過程で生まれた新たな特徴に注目した。また、発生の原因については、ひきこもりの若者の視点から、社会への移行における各ステップの問題点を分析した。さらに文献調査を通じて、ひきこもり問題が発生する社会的な背景と施策の変遷について、1960 年代の精神医療領域における早期の研究からコロナ禍を経た最近までを対象に、公的な機関による施策の変遷について、各施策の概要と背景を明らかにした。歴史的な変遷については、特にひきこもりに関する社会的認識の歴史的変遷と、その認識に基づくひきこもり施策の内容の広がりに着目した。

上記によって分析した結果から、現在推進している若者に対するひきこもり支援における現状および問題点として、早期の社会生活復帰の視点から包括的な支援を行う必要があるが、現状の支援内容と体制において、相談支援と就労支援において非連続性が大きな課題となっており、今後の支援の方向性として、ひきこもりの

若者への相談支援・就労支援の連続性と地域における包括的支援の必要性を仮説として提起している。

Ⅲ 若者のひきこもり支援に関する諸要因

1. ひきこもりに至る主要な原因と支援の糸口

これまでの述べたてきたように、ひきこもりに対する社会的認識は、時代と共に変遷をしてきている。若者におけるひきこもり問題も、突然出現したわけではなく、それに先行する心理的・社会的現象から、それまでとは異なった性質をもつ一群として徐々に分化していったと考えられ（村澤 2018）、特に近年の経済的な状況の変化によって企業の雇用環境や労働条件が悪化することで、個人の問題から社会全体の問題に拡大していると考えられる。

2003年に厚生労働省の「10代・20代を中心とした『ひきこもり』をめぐる地域精神保健活動のガイドライン」によると、ひきこもり問題が発生した背景は主に心理的側面、生物学的側面、社会的側面3つの側面に分類されている。斎藤環の「社会的ひきこもり」などの理論から影響を受けて、ひきこもりの原因についての認識が変化していった。斎藤の「ひきこもりは単一の疾患や障害の概念ではない」という理論は、徐々に社会に認知され始めた。2007年度から2009年度に行われた厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」とともに、ひきこもり問題の関連要素も更新された。2010年5月に厚生労働省の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」が発表されて以来、ひきこもりの関連要因は思春期心性、精神障害、発達障害の3つのタイプに分類されている。2010年のガイドラインでは、2003年のガイドラインとは異なり、家庭や学校という社会的な環境要因も反映されている。

さらに、コロナ禍以降になると、2023年に内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」においては、職場環境などの新たな要因がひきこもりの原因としてあげられている。

図3に示した通り、若者がひきこもりに至る原因は、それまでの人生の各ライフステージにおいてその要因が形成され、そのために社会にスムーズに移行できないことによると考えられる。

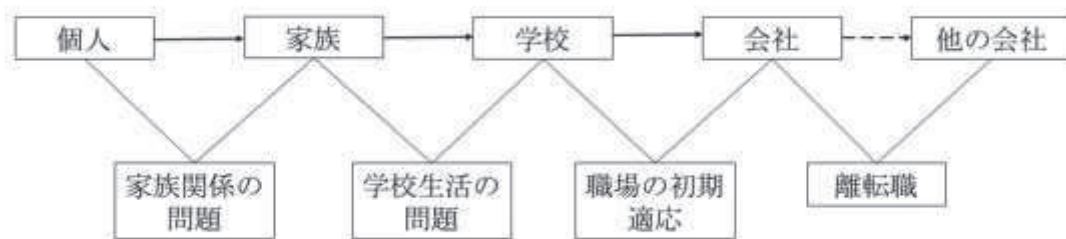


図3 若者における社会への移行の問題点（筆者作成）

そして、ひきこもりの若者の一部が「家族問題」を体験している。家族関係の問題は、社会への移行との関係において無視することはできない。生まれ育った環境である家庭は、人々の成長に強く影響する。若者の社会への移行に、家庭環境も重要な役割を果たす。若者にとって、自分の家庭は緩衝地帯として、社会への移行の衝突を緩和させる。緩衝・調整・回復の役割が不足すれば、ひきこもり状態に陥るリスクが高まる。

ひきこもりの若者たちの多くは、学校生活での「いじめ被害」や不登校の体験を有しており、その影響で、できる限り人と接触しないようにキャリア形成していく。さらに、多くのひきこもりの若者たちは長い間過去の傷つき体験にとらわれ、新たな自己を成長させていく機会を逃してしまっている。

社会への移行の一環である職場への移行段階において、ひきこもりの若者の多くが「職場不適応」、「職場いじめられ体験」、「離転職困難」を経験していることや、コミュニケーションの苦手さから就職活動や就労場面での挫折体験をしていることが指摘されている（小川 2021 など）。そして、自己評価を傷つけられないために「ひきこもり」という消極的な対処方法を選択しているのである。

以下、ひきこもりの若者における社会への移行問題の特徴について、原因の多様性と影響の長期性をあげて述べることとする。

① 原因の多様性

(1) 心身の障害

山梨県立精神保健福祉センターの近藤直司医師の研究により、障害がひきこもりのきっかけになることがあげられており、以下のように、各種の障害が関係していることが示されている（近藤 2010）。

- ・身体の不自由な方にとって、無意識に社会とのコミュニケーションから離れて、ひきこもり状態に陥ると考える。
- ・精神障害の視点から見ると、ひきこもり状態にある人の心理的特性として、対人交流の維持が困難であったり、こだわりの強さや感情的冷淡さ・無関心があったりすることも示されている（蔵本 2008）。
- ・発達障害のある若者は、自尊感情の低下が自己喪失感へと結びつき、学校や会社などのコミュニティから居場所を失ってしまうと考えられる。就職と社会適応が困難になることが多いと考える。

(2) 家族関係

ひきこもりを主訴とした相談は、本人自身よりも家族が最初に来られることのほうが多いことが示されている（厚生労働省 2023 年）。家族からのサポートはひきこもりの対象者にとって貴重なサポート手段である。若者にとって、自分の家庭は、社会への移行のストレスを軽減する緩衝地帯としての役割を持つ。家庭の緩衝・調整・回復の役割が不足すれば、ひきこもり状態に陥るリスクが高まる。

家族支援を通じて、本人の変化を生み出す契機を工夫することも大切である。家族からの間接支援、支援者による直接支援が有機的に働けば、支援のプロセスをより効果的にすることが可能である。健康的な家庭環境を構築または修復することは、ひきこもり問題の予防と解決にも役に立つ。

しかし逆に、家族問題も問題の重要な原因となることが指摘されている。抑うつ的な家庭環境に長期間さらされると、対象者に問題が生じやすくなる。

現場の支援者にとって、家族問題について、介入の必要性を判断し、いかに対応するか、その対策と計画を準備する必要がある。必要があれば、家族自身が支援の対象となることもある。

(3) 不登校の影響

内閣府（2010）による調査ではひきこもり群の若者において「不登校を経験した」と答えた者の割合は23.7%であった。ひきこもりの若者たちの多くは、学校生活での「いじめ被害」や不登校（学校恐怖症、登校拒否）の体験を有しており、その影響で、できる限り人と接触しないようにキャリア形成していくと考えられる（村澤 2018）。

(4) 職場不適応

厚生労働省（2003）による調査では、ひきこもり状態に至った原因として「職場不適応」と答えている者の割合は28.1%であり、また、「就職活動不調」と答えている者は12.5%であった。また、内閣府（2010）による調査では、ひきこもり状態に陥ったきっかけとして「職場になじめなかった」と答えている者は23.7%、「就職活動がうまくいかなかった」と答えている者は20.3%であった。

職場への移行段階において、ひきこもりの若者の多くが「職場不適応」、「職場でのいじめられ体験」、「離転職困難」を経験したと考えられる。そして就労や就職活動での失敗体験は、「いじめられ体験」や「不登校経験」に比べて、より直接的な原因となっていることが厚生労働省（2003）による調査で指摘されている。

職場でのコミュニケーションの苦手さから就職活動や就労場面での挫折体験をしていることが厚生労働省（2003）による調査で指摘された。2018年に厚生労働省によるひきこもりの現状分析によると、自己評価を傷つけられないために「ひきこもり」という消極的な対処方針を選択していることが示されている。

(5) 労働環境の構造的変化

関水（2016）が「ひきこもり」が問題化してくる背景の一つとして指摘しているように、戦後の日本で進行していった労働そのものの構造的変化も大きな要因として考慮に入れなければならない。

高度経済成長と共に、学歴や資格に関係なく農業などの家業を手伝うという選択肢がほとんどなくなってしまった。また、サービス業の占める割合が多くなってきたことは、安定した就労を確保しようとする場合、単純な職業的スキルだけではなく、他者との間で円滑にコミュニケーションを展開し他者と協調して諸作業を行っていく対人能力が必要となっていることを意味する（本田 2006）。

前に述べた社会への移行問題によりそうした適応スキルが欠けていたり、十分に育っていない若者たちが職につくことが極めて困難になってくる。また、就職した場合にも、コミュニケーションスキルの不足から不適応を起こすことも考えられる（村澤 2018）。

② 問題の影響

(1) 生活困窮の長期性

内閣府の2018年度調査によれば、広義のひきこもり群の者がひきこもりの状態になってからの期間は、3～5年の者の割合が21.3%と最も高かったが、7年以上の者の割合が5割近くを占める。

ひきこもりによる生活困窮者にとっては、経済的な自立の問題に加え、住宅確保、日常生活の自立、心身健康、社会へのコミュニケーション等の様々な課題が生じる。孤独・孤立対策に関する調査報告では、就労に不安のあるひきこもり者に対し、身寄りがない等の社会的孤立に起因する課題は特に困難であることが示されている（内閣府 2022）。しかし、それぞれの重要な課題に対する短期的な支援を通じて、すぐに解決することが難しい状況にあると言えよう。

以上の問題を解決しなければ、ひきこもりによる生活困窮は長期化の傾向が高くなる。特に社会との非コミュニケーションの悪循環が生まれ、それが固定化したものになることにより、短期間で成果をあげることが難しくなっている。

(2) 対人関係の不信感

一般的には、対人関係での挫折や不信感がひきこもりにつながりやすい。ひきこもりの原因から見ると、先

に述べたように、ひきこもり者の中に不登校を経験している人が多い。また、退職や解雇の経験をきっかけにひきこもることもよくある。

菰田(2006)は、大学卒業前におけるフリーターの選択は、職業決定を回避することではなく、社会の人間関係から降りてしまうことが大きな要因となっていることを指摘している。これは今日の若者の困難は仕事の忌避ではなく、社会的関係に入ることの困難として考えなければならないことを裏づけている。

また、西平(1990)は、社会への移行には社会への信頼感がなければならないとしている。白井(2008)は、社会への信頼感が定職の探求を促進することを見出している。長期的なひきこもりの経験があると、対人関係の信頼感も下がる可能性があると述べている。

2. 支援における問題点

① 支援方法と理論構築の必要性

ひきこもりに関する支援方法や支援計画の策定については、統一かつ詳細な支援方法と理論が存在せず、現場での支援の多くは、支援者自身の経験に頼っており、そのため支援の効果は機関によって大きく異なると言える。故に、社会環境の変化に応じた問題解決のシステムと効果的なプログラムを構築する理論と支援方法が必要であると考え。単一領域から複合的なプロセスによって、地域における包括的な支援体制の構築の必要性が高まっている。その包括的な支援体制を通じて、地域を基盤とした各団体・組織が連携することにより、ひきこもり問題を抱える若者たちを身近な地域で発見し、問題が深刻化・長期化する前に必要な対応を行い、支援に繋げる効果的な支援プログラムを検討する必要がある。

② 地域における関係機関間における連携の必要性

これまでのひきこもりの支援体制において、情報共有の困難さ、認知内容の差異、お互いに時間的余裕がないなどの「壁」が存在しており、そして、より統合的な制度・体制が必要になる（高橋 2018 年）と指摘されていた。

2021 年度より市町村による重層的支援体制整備事業が創設され、ひきこもり問題が制度の狭間、複合的な問題の一つとして、実施自治体では主要な課題として取り上げられつつある。

ひきこもりに関連する機関は、その事業の進捗状況や利用者の現状が異なるため、状況に応じた対応が必要と考える。そして、関連する事業や業務内容に対する考え方を把握し、連携しやすい事業の運用方法を検討する必要がある（高橋 2019 年）。故に、地域を基盤とした支援方策の統合を進め、部門や機関の「壁」を越えた連携による包括的な支援体制の構築につなげる必要があると考える。

厚生労働省により、学校、若者サポートステーション、ハローワーク、子育て支援センター、ボランティア団体などが連携し、早期発見・早期対応の一環として、若者の心身の健康増進・ひきこもり予防活動の推進を図る（厚生労働省 2018）ことが示されている。

ひきこもりの若者の当事者に限らず、その家族および当事者団体への支援を充実することが必要と考えられる。地域においてひきこもり支援を展開するとともに、関連する専門機関や施設などとの連携を図り、社会へのリカバリーを図る効果的な就労支援の社会資源とプログラムを開発する必要がある。また、各地域の社会福祉法人、協力企業は、地域連携ネットワークを通じて、就労体験などのサポートを図る必要があると考える。

③ 就労支援に関する社会資源の開発の必要性

現場におけるひきこもり支援の課題は、特に就労支援に関する社会資源の不足という問題と支援体制の格差という問題が相当大きいと考えられる。就労支援に関する各支援組織と地域の中小企業の連携の重要性が増す中、今最も必要とされている対策は、当事者の個別の適性に応じた 就労先の開拓と就労に向けた準備プログラム、適切なマッチング、就労後のフォローアップなどの一連の支援方策に必要な社会資源を創造・開発し、支援のプロセスに投入していくことが求められている。

3. 解決の糸口について

以上述べてきたように、若者のひきこもりに至る原因は、個別的な要因と社会的要因が絡みあい多様なものがあり、そのために支援に関する問題点は、幅広く単純ではない状況にある。ここでは、このような状況にある中、その解決の糸口となる内容について述べてみたい。

① ひきこもり対象者の家族への支援の充実

ひきこもり支援推進事業の報告によると、現場のひきこもり相談は、本人よりも家族が最初に来ることの方が多いことが示されている。ひきこもりの若者の援助は、家族との連携や問題に焦点を当てた相談や支援から始まることが重要な点となる（厚生労働省 2022）。

2021年の東京都福祉局によって示された支援方法では、家族支援を通じて、①ひきこもりの子どもを持つ親が苦悩の受容を体験する、②家族面接を通じて当事者への影響が期待できる、③親が共同支援者としての冷静さと意欲を持つことができる、④両親間の協力関係が構築されるとしている。一方、家族支援を通じて得られる情報と本人像が相違する点についても留意が必要であろう。

このような点を参考に、ひきこもり支援を展開するとともに、関連する専門機関や施設などが連携し、対象者および家族・団体の悩みや課題について聴き取るとともに、ひきこもり問題や就労問題の解決に向けた対策について、認識の共有化を図ることが必要となる。

② 地域の支援基盤の開発と連携・協働による包括的な支援体制の推進

地域社会における専門的なひきこもり相談支援の機関が数少ない現状を踏まえると、現時点ではひきこもりの若者の支援は、教育機関、保健機関、児童福祉機関、福祉機関、医療機関、NPO 団体などの複数の専門機関による多面的な関わりが必要になると考える。そして、地域の実情に応じて各機関が連携するネットワークを形成し、チームアプローチにより支援することが求められる。

ひきこもりの若者に対する支援は、医療機関の治療だけでなく、様々な社会資源を利用しつつ、当事者のリカバリーと家族の立ち直りを目指した支援を行う必要がある。各種の機能をすべて提供できる専門機関を設立することは現実的に不可能である。地域の多岐にわたる専門機関が連携し、機能の分担を積極的に進めるあり方を検討する（厚生労働省 2019）必要性がある。

そして、ひきこもりに対応した新たな包括的な支援システム構築の推進と条件整備の必要性が課題としてあげられる。ひきこもりに対応した新たな支援システムを構築するために、自治体ごとに各組織・団体の担当・役割を明確化するとともに、自治体以外の社会福祉施設や機関と連携し、各種の情報を共有化し、若者のひきこもり問題と就労問題に対応する体制を強化し、分野を超えた連動型支援を強化する必要があると考える。

③ 社会資源を活かしたひきこもり支援と就労支援に向けた施策の展開

2018年度からのひきこもり対策推進事業の実施要領により、学校などの教育機関と連携し、若者の社会参加と交流の機会・場所を提供する事業が推進されている。また、学校の以外の場合は、若者サポートステーション、家族支援センター、ボランティア団体などが連携し、早期発見・早期対応の一環として、若者の心身の健康増進・ひきこもり予防活動の推進を図る（厚生労働省 2018）ことが示されている。

社会への移行問題を持つ若者たちの就職など将来への不安が高まって、学習・生活・進路に関する情報・相談・指導を利用できる機会や場を提供することが求められている。また、コロナ禍の影響で孤独・孤立状態にある若者が増加しており、そのような問題に理解を深め、その相談・助言を行う機会や場を充実させることや社会参加へのきっかけづくり、居場所を提供することが求められている。

ひきこもりの若者に関わる就労支援機関として、ハローワーク、地域若者サポートステーション、ジョブ・カフェ、ヤングハローワーク、学生職業総合支援センターなどの機関がある。このような機関を通じて民間事業所の協力を得るだけでなく、各地域の地域連携ネットワークを通じて、協力企業への就労体験などのサポートができる考える。

先に述べたように、今日の日本では人材不足が深刻な課題となっており、特に地域の中小企業は存続の危機と言ってよい状況にある。今後、人材不足の中小企業がひきこもりの若者へ理解を深め、その就労支援にいかに関与していくかが、若者のひきこもり支援の重要な課題になると考える。

IV 考察

若者のひきこもり問題は、近年ますます深刻化し重要な社会問題になったが、その問題認識や支援システムは、現在でも確立されていない状況にある。これまでの社会的な環境の変化に応じて、ひきこもりの若者に対する支援策が試行的に実施されてきたが、特に、ひきこもりの相談支援と就労支援の連続性、また地域における包括的な支援体制が十分に構築されているとは言えない状況にある。

ひきこもりに対する相談支援と就労支援の連続性については、地域社会において円滑に橋渡しできているとは言えない状況にある。換言すれば、ひきこもり支援の後に続く支援と就労支援のアセスメントの間に支援の「段差」があり、「非連続」という状況があると考えられる。さらに、コロナ禍の影響による社会的孤立、またひきこもり問題が拡大しており、当事者の生活再建や社会復帰のあり方がこれまで以上に問われている。このような社会的な環境の影響を考慮し、今後ひきこもり支援の主体である各種の機関が連携するとともに、就労支援と連携する協力企業への就労体験などのプログラムを拡充していくことが求められていると考える。

以下では、これまでの論述を踏まえ、今後のひきこもりの若者に対する相談支援と就労支援の連続性と地域における包括的な支援体制の必要性について、以下の点から考察を加えることとする。

ひきこもり問題に対する認識の共有化

これまで述べてきたように、社会問題としてのひきこもり問題は歴史的にいくつかの発展段階を経てきた。以前は、精神病理的・個別的な問題として認識される傾向にあったが、今日ではより社会的な要因に比重をおく傾向にあると言える。だからこそ、ひきこもりの若者に関わる機関がそのような認識を共有化することによって、地域の中において共通の対応策や目標、必要な社会資源や効果的な支援方法が開発され、実践が検証され蓄積されていくと言えよう。

相談支援における長期的な計画性の欠如

ひきこもりの若者に対する相談支援の最終目標について、明確な定義や判断基準が不足している状況にある。現状では、相談支援の部分が強調され、就労支援の部分が多少軽視されている状況にあると考える。ひき

こもりの若者にとって、社会への適応としての就労支援のない社会参加は不完全であり、問題が再発する可能性が高いと考えられる。支援計画の推進も支援者の方法や有する社会資源に依存するので、受動的な状態になりがちになると考えられる。より、当事者の意思が尊重され、選択できる社会資源の拡充、機会の提供が求められている。

若者の可能な限り早期のひきこもりの解消と就労の実現を一つの目標とし、社会参加から就労までの幅広い支援を、長期的に計画し、就労準備支援等の手法を拡充し実施することが必要であると考ええる。

就労支援におけるアセスメントの困難さ

ひきこもりの経験者は、社会関係が圧倒的に少なく社会経験がほとんどないという点が問題をさらに困難にしている。その点から、当事者が就労に向けた意思を明確に表現できないという課題があり、就労支援におけるアセスメントの困難さにつながっている。

故に、支援者と被支援者両方の信頼関係を構築できるかどうか、最終的な支援の成果を大きく左右し、支援計画の長期的な実施には、事前の相互理解と交流が不可欠である。また、支援対象であるひきこもりの若者に対して、多面的な認識・理解・把握が必要となる。必要があれば、家族や友達との対話を通じて収集し、それにもとづいて対象者を多面的に理解し、就労支援に向けたアセスメントを行なうことが求められる。

相談支援と就労支援の連続性

以上の点から、ひきこもりの若者支援においては「相談支援」と「就労支援」の連続性が求められることとなる。

その際、ひきこもりの若者を支援するためには、短期的な相談支援だけに注目するだけでなく、その支援計画の連続性や長期性を重視することが求められる。明確な支援目標がないまま相談支援が長引くと、支援の停滞につながる。就労支援における就労・就職などの目標は、確かに短期的には難しいが、長期的な目標として取り組めば、社会参加という最終目標を達成することにつながるができる。

また、就労支援におけるアセスメントは、就労に関する地域資源に関する情報収集を行いながら行う必要がある。これまでに十分な社会関係やコミュニケーションの経験が不足しているひきこもりの若者にとって、就労に関して相当な心理的な負荷が生じることが予測できる。本人の意思や適性を十分に確認しながら、就労先とのマッチングを図る必要がある。

相談支援は、ひきこもり者の内面から働きかけ、対象者が生活している社会環境の中で展開され、そこに内在化している問題点を転換し、対象となる特定の一人を重心として展開される。逆に、就労支援は、社会参加に備えるため、特定の生活環境を超えて、内在的な個人と外在的な社会（特に職場）の関係を調和する営みである。両者とも、それぞれの支援段階における強調点は異なるが、内在的な相談支援の成果が外在的な就労支援の一部の基礎となり、互いに補完し合って最終的にひきこもり支援が完成すると言えよう。

今後の研究課題

今後の研究課題として、本稿で仮説として設定した現状の支援機関における相談支援と就労支援における非連続性と地域における包括的支援の必要性について、実証的に明らかにするために、ひきこもりの若者に対する相談支援と就労支援を既に行っている機関を対象とするインタビュー調査（既に実施済み）について、相談支援と就労支援における具体的な支援方法の内容と課題について分析することとしたい。それぞれの支援の目標・方法・制度の特徴がまとめられ、各先進的な機関ですでに得られている支援の結果に反映されている成果

を比較し、共通的な参考価値のある経験を抽出する。インタビュー調査の結果に基づいて、一般的に推進できる仕組みや改善に向けた方策を検討する。

インタビュー調査の後に作成されるアンケート調査は、ひきこもりの若者における相談支援と就労支援という領域の全体像に焦点を当てたものとなる。具体的には、全国にはひきこもりの若者への相談支援機関として、177か所の若者サポートステーションと98か所のひきこもり地域支援センターが設置されている。これらを対象に、各地域における支援の実態と課題を分析することとする。質的調査で、先進的な組織・団体のそれぞれの特徴と支援方法と内容から成果を出した要因を整理し、一般的に推進できる方法や仕組みを検討することとする。また、量的調査では、全国のひきこもりの若者の相談支援と就労支援の実態やその連続性、関係する機関との連携の状況やその課題について分析することとする。

これらの調査結果の分析を通して、今日社会問題として重要視されつつあるひきこもり問題の中で、対象として若者に焦点をあて、今後の支援の方向性として、ひきこもりの若者への相談支援・就労支援の連続性と地域における包括的支援の必要性について実証的に明らかにしていきたい。最後に、インタビュー調査から要約された先進的な参考経験とアンケート調査から得られた現場のデータを互いに組み合わせ、若者のひきこもり支援における困難や欠点が存在するところを対応し、方法論的な改善と制度的な改革を行う。可能であれば、改善された対策は少数の支援機関で試行されて、その実現可能性を実証する。

〈引用・参考文献〉

- 阿部誠（2020）「就労困難者にたいする就労支援の意義と社会的包摂」『大分大学経済論集 71（6）』大分大学経済学会、1-25 頁。
- 秋山博介（2007）「不登校についての一考察その2：学校教育とひきこもり、フリーター、ニートとの関係」『実践女子大学生生活学部紀要 44』実践女子大学、1-14 頁。
- 厚生労働省（2003）「10代・20代を中心とした『ひきこもり』をめぐる地域精神保健活動のガイドライン」
- 厚生労働省（2010）「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」
- 厚生労働省（2018）「ひきこもりの実態に関するアンケート調査報告書」
- 厚生労働省（2019）「ひきこもり支援施策の方向性と 地域共生社会の実現に向けて」
- 厚生労働省（2021）「ひきこもり支援施策について」
- 厚生労働省（2022）「令和4年版厚生労働白書—社会保障を支える人材の確保」
- 日吉真美（2022）『「ひきこもり」からの回復プロセスに関する研究』
- 近藤真理子・藤本文朗（2023）「不登校、ひきこもりの整理、公的支援事例の検討から今後を展望する」『滋賀大学教育実践研究論集 5』滋賀大学教育学部、77-83 頁。
- 村澤和多里（2018）「心理—社会的現象としての「ひきこもり」：1990年代後半の若者たちの生活体験をめぐって」『北海道大学大学院教育学研究院紀要 132』北海道大学大学院教育学研究院、75-97 頁。
- 内閣府（2016）「若者の生活に関する調査報告書（2016年）」
- 内閣府（2023）「こども・若者の意識と生活に関する調査」
- 中井俊雄（2022）「ひきこもりサポーター養成講座の現状と課題：岡山県及び岡山県総社市の実践から」『ノートルダム清心女子大学紀要 人間生活学・児童学・食品栄養学編』ノートルダム清心女子大学、46-57 頁。
- 高橋眞琴・横山由紀・田中淳一（2018）「地域連携を基盤とした発達上課題のある児童への支援：学校・地域・家庭の協働に向けて」『鳴門教育大学学校教育研究紀要 32』鳴門教育大学地域連携センター、51-59 頁。
- 高橋眞琴・石黒慶太（2019）「チーム学校の組織化から見るスクールソーシャルワーカーの役割」『鳴門教育大学学校教育研究紀要 33』鳴門教育大学地域連携センター、11-18 頁。
- 玉野和志（2008）「東京都との連携研究について：ひきこもり、フリーター、ニートを中心とした青少年に関する社会学的な研究」『人文学報・社会学 43』首都大学東京都市教養学部人文・社会系 東京都立大学人文学部、1-21 頁。
- 浦川邦夫（2011）「日本の若年労働者の就労状況と社会保障政策」『九州国際大学経営経済論集 17(2)』、13-28 頁。
- 宇都宮みのり（2021）「コロナ禍におけるひきこもり支援」『愛知県立大学教育福祉学部論集 69』愛知県立大学教育福祉学部、91-101 頁。
- 小川祐喜子（2021）「若年無業者支援者の現状—地域若者サポートステーションの支援者事例から—」『東洋大学人間科学総合研究所紀要 23』東洋大学人間科学総合研究所、97-108 頁。
- 古志めぐみ（2017）「ひきこもり始めた時期と若者の自己の捉え方：アイデンティティコントロール理論の援用可能性」『お茶の水女子大学心理臨床相談センター紀要 18』お茶の水女子大学心理臨床相談センター、13-24 頁。

- 近藤真理子・藤本文朗（2023）「不登校、ひきこもりの整理、公的支援事例の検討から今後を展望する」『滋賀大学教育実践研究論集 5』滋賀大学教育学部、77-83 頁。
- 斎藤環（1998）「社会的ひきこもり-終わらない思春期」PHP 研究所。
- 境泉洋（2012）「ひきこもり概念の形成史」『ひきこもりにであつたら—こころと医療の支援』中外医学社、1-16 頁。
- 白井利明（2008）「学校から社会への移行」『The Annual Report of Educational Psychology in Japan 47(0)』The Japanese Association of Educational Psychology、159-169 頁。
- 玉野和志（2008）「東京都との連携研究について：ひきこもり、フリーター、ニートを中心とした青少年に関する社会的な研究」『人文学報・社会学 43』首都大学東京都市教養学部人文・社会系 東京都立大学人文学部、1-21 頁。
- 日吉真美（2022）『「ひきこもり」からの回復プロセスに関する研究』
- Craig TJ（2019）「Social care: an essential aspect of mental health rehabilitation services」*Epidemiol Psychiatr Sci* 28(1)、4-8 頁。
- Leamy M, Bird V, Le Boutillier C（2011）「Conceptual framework for personal recovery in mental health: systematic review and narrative synthesis. *Br J Psychiatry* 199(6)」445-452 頁。
- Stuart SR, Tansey L, Quayle E（2017）「What we talk about when we talk about recovery: a systematic review and best-fit framework synthesis of qualitative literature. *J Ment Health* 26(3)」291-304 頁。